

民事法律扶助制度を利用した離婚関連事件に関する業務量調査報告書

調査の目的と概要

本調査

目的

民事法律扶助制度を利用した離婚関連事件を対象業務量にあった適正な立替基準になっているかを検討するため

回答者

弁護士会及び関連する日弁連委員会を通して協力者を募った。匿名での回答も可能

回答期間

2019年4月から2022年7月まで

回答数

261件(うち時間単価の基礎資料としたものは232件)

調査内容※添付資料1

事件内容・特徴、弁護士の活動内容・業務時間・移動時間、着手金・報酬金の額等のほか、同じ事件を仮に私選で受任した場合の着手金・報酬金の額等

追加調査

目的

民事法律扶助事件と私選事件の報酬基準の比較

回答者

本調査の協力者としてメーリングリストに登録した会員

回答期間

2022年2月から2022年4月まで

回答数

104件

調査内容※添付資料4

典型的な離婚事件(調停・訴訟の別、養育費・慰謝料請求の有無の別)において私選で受任する場合の報酬基準など

調査の結果(総論)

時間単価の私選事件(本調査)との比較 添付資料3

全件(232件)の時間単価:13,770円(私選の50.3%)
 弁護士稼働時間(業務時間+移動時間):20時間02分

※時間単価は着手金・報酬金の合計額を弁護士稼働時間で除したものであり、経費等を除いた弁護士の所得とは異なる

仮に同じ事件を私選で受任した場合の半分程度

	回答数	民事法律扶助		私選		扶助と私選の比較(着手金・報酬合計)
		時間単価(中央値)	着手金・報酬合計(中央値)	時間単価(中央値)	着手金・報酬合計(中央値)	
全件	232	¥13,770	¥302,000	¥27,364	¥600,000	50.3%
離婚調停及び面会交流調停の両者の援助開始決定を受けているケース(分類1(1))	27	¥10,095	¥371,800	¥17,391	¥847,000	43.9%
離婚調停の援助決定を受けており、面会交流が問題となったケース※(分類1(1)-2-2)	95	¥12,052	¥318,000	¥25,297	¥620,000	51.3%
保護命令の援助開始決定を受けていないがDV・モラハラが問題となったもの(分類4(2))	106	¥13,329	¥280,600	¥24,236	¥597,550	47.0%
【参考】保護命令の援助開始決定を受けているケース(分類4(1))	6	¥7,719	¥324,300	¥17,112	¥785,000	41.3%

※独立して面会交流についての援助決定があるだけでなく、援助開始決定はないが事実上争点となっていたものを含む。

扶助の立替基準と私選の報酬基準(追加調査)の比較※添付資料5

扶助の立替基準は私選の基準額の30.5%~65.3%

特に手続が調停のみの場合に私選との差が大(30.5%~51.3%)

→【例】離婚調停で離婚成立(財産給付なし)した場合の着手金・報酬金の合計額

扶助の立替基準	¥180,000	
私選の場合(回答の割合)	¥600,000(34.6%)	¥400,000(31.7%)

業務時間以外の回答

私選の場合の3分の1以下で対応している弁護士が3割以上

○事件の内容以外にも、依頼者の精神状態や生活状況により、時間外でも細やかな対応を要することがあることや、訴訟事件と違い相手方が本人である場合など相手方の対応にも労力を要することなどの指摘があった。また、法テラスとの契約・報告等に係る業務の負担が大きいとの指摘もあった。
 ○回答者は、所属弁護士が2~5名の小規模の法律事務所の弁護士が多く、扶助事件が平均値で業務時間の43.3%を占めているが、収入は26.0%であるなど事務所経営への影響が大きく、ボランティアと考えてやっているが、法テラスとの契約をやめることを検討しているとの回答もあった。

調査結果から特に改善が必要な点①～④

面会交流などの子どもに関する紛争がある場合

8割以上	子どもがいるケース	192件	¥13,356	時間単価が3割以上低い
	子どもがいないケース	34件	¥19,952	

○困難事情として親権・面会交流を指摘する回答多数
 ○調査官調査・面会交流への立会いに労力を要したとの回答が多く、立会いがあるケースは調停期日の回数等解決に要した期間が長く、業務時間は全件中央値の2倍以上(分類5)

調査官調査への立会いあり	19件	¥7,949	55:07
面会交流への立会いあり	20件	¥8,728	41:12

時間単価1万円以下

○離婚後の面会交流事件のケースは着手金が終了した離婚事件の「関連事件」として減額されたり、審判移行時に着手金がないことなどから、報酬が極めて低い(分類15私選の31% 時間単価¥2,324から¥6,329)

②子どもに関する紛争・DV等がある事件は特に時間単価が低くなる

DV保護命令あり(分類4(1))	6件	¥7,719	45:05
DV虐待等あり(分類4(2))	106件	¥13,329	22:35

○保護命令ありの場合
 →私選の27.0%から64.3%
 →緊急を要する場合、危険を伴う場合など私選であれば加算することがあり、差が大きくなっている

○保護命令はないがDV等が問題になっている場合
 →個別性は高いが時間単価が1万円以下のものが約3割

○緊急を要し着手したが、契約に至れず無報酬となる場合があるなどDV等の影響で、被援助者が法テラスとの契約手続自体に至るまでに困難を要することの指摘があった

○相手方から業務妨害などを受けたという指摘もあった

DV等がある場合

業務時間が全件の2倍以上

①全般的に低い特に調停事件

○私選との比較: 50.3%(全件)
 ○調停のみの場合特に差が大きい
 ○離婚事件のみの場合: 時間単価15,871円
 →調停回数が少なく、論点が少ない事件でようやく15000円超

○関連事件の減額、審判移行時の追加着手金なしなど、弁護士の業務負担と矛盾する
 着手金・報酬金合計は2倍以下

離婚のみ(分類1(0))	42件	¥216,277	15:00
離婚+面会交流(分類1(1))	27件	¥371,800	45:20

○争点整理の実施など調停の長期化(迅速化報告書)
 【例】婚姻関係事件 4.4か月(2008年)
 →7.0か月(2022年)

本調査の調停事件 10か月
 →解決に長期間を要する

○養育費等以外の経済的利益が少ない事件が大半

全回答のうち16.1%が報酬の一部について算定自体を辞退もしくは放棄。そもそも少ない報酬をさらに低くする原因

③離婚自体の報酬について

○扶助の場合、財産給付が少ないと離婚成立の報酬(標準8万円(税別))の中に含まれて評価される。一方で、財産給付の報酬が大きいと、財産給付の報酬のみになり、離婚成立の報酬がなくなる
 →報酬が低く抑えられ、着手金・報酬金合計額も低くなっている

○扶助の立替基準と私選の基準報酬(追加調査)との比較

	養育費なし	養育費(月3万)あり
離婚調停で離婚成立		
扶助の立替基準	¥180,000	¥180,000
私選の基準報酬	¥500,000	¥590,000

扶助の場合は全く同じ

○金銭取得と別に離婚成立の成果が評価されないのは不合理
 【理由】離婚原因や親権など金銭以外の争いが大きく、離婚成立自体で身分関係の安定・精神的負担の軽減などの改善がある

弁護士稼働時間3倍以上

○被援助者の得た利益があれば、その分の報酬は、受任弁護士が直接取り立てる
 →養育費の場合、養育費の中から少額の報酬を毎月受任弁護士が被援助者から直接取り立てる

直接取立ての問題点の指摘が多数

○弁護士が報酬算定自体を辞退または算定された報酬を放棄することに繋がっている

【理由】被援助者の生活費への影響
 被援助者は償還金と合わせて二重の負担

○回収の困難性 一部改善が検討されているが、さらなる改善が必要
 【理由】相手方からの支払いが滞る場合がある
 被援助者が生活のために払えない場合がある

○回収の手間や負担
 【理由】少額の入金管理をする必要がある
 養育費回収を事実上管理することに繋がっている
 →離婚報酬のみの場合なら立替で受け取られるはずの報酬金すら受領できない場合もある

④弁護士が被援助者から直接取り立てる制度